

秋田暮らし応援デジタル商品券交付事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、秋田県（以下「県」という。）への移住者の生活の早期安定及び県内定着を促進するため、県が実施するデジタル商品券交付事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 本事業に係る交付手続き等については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）の定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタル商品券 知事が別に定める電子決済サービス等を通じて付与される、県内の加盟店で利用できる電磁的記録による商品券等をいう。
- (2) 移住者 A→K I T A（あきた）登録をした後、県内市町村に住所を定め、移住完了報告を行った者で、別表に掲げる移住の要件のうち、いずれかを満たした者をいう。
- (3) 移住の日 移住者が県内市町村に住所を定めた日をいう。ただし、地域おこし協力隊員にあっては、別表に掲げる移住の要件を満たした場合は、地域おこし協力隊員を退任した日の翌日を移住の日とみなす。

(交付対象者)

第4条 交付の対象となる者は、次の各号をすべて満たす移住者とする。

- (1) 令和8年4月1日から令和10年3月末日までの間に本県に移住し、かつ、令和10年4月14日までに移住完了報告をしていること。
- (2) 移住の日から起算して3年以上継続して県内に居住する意思を有していること。
- (3) 世帯の構成員に過去に移住支援金を受給した者がいないこと、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領に掲げる移住支援金交付事業による移住支援金の交付申請をしていない、若しくはする予定がないこと、又は第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領第6-1-(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる要件に該当していないこと。
- (4) 世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。
- (5) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- (6) 世帯員に県税の滞納がないこと。
- (7) その他県が本事業の対象として不適当と認めた者でないこと。

2 交付対象者は同一世帯のうち、いずれか1人とする。

(交付額等)

第5条 交付対象者に交付するデジタル商品券の額（以下「交付額」という。）は、次の各号に掲げる世帯区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）子育て世帯（移住の日時点で18歳以下の世帯員（胎児含む）を帯同する世帯。ただし、移住した日の属する年度（以下「初年度」という。）の末日までに19歳に達する者は除く。）

100万円

（２）夫婦世帯（移住の日時点で夫婦ともに39歳以下の世帯、前号を除く。） 70万円

（３）単身世帯（移住の日時点で39歳以下の者に限る。） 50万円

（４）その他世帯（前3号に該当しない世帯） 10万円

2 交付対象者が「秋田県移住・就職サイト（あきたジョブ）」を通じて県内事業所に就職しているときは、前項の規定による交付額に10万円相当分のデジタル商品券を加算する（以下「就職加算」という。）。なお、就職加算の対象期間は移住の日から2年以内とする。

3 デジタル商品券の交付を受けた者において、移住の日から2年以内に世帯区分の変更（世帯構成員の減少を除く）があった場合、当該第1項各号に定める世帯区分に応じた額から初年度交付額を除いた額相当分のデジタル商品券を交付する（以下、「世帯区分変更加算」という。）。ただし、本事業の受給者同士で婚姻した場合は、世帯区分変更加算の対象外とする。

4 デジタル商品券の初年度交付を受けた者において、翌年度申請時に世帯構成員の減少（死亡及び子育て世帯における18歳以下の世帯員の転出を除く）による世帯区分の変更があった場合、当該第1項各号に定める世帯区分に応じた額から初年度交付額を除いた額相当分のデジタル商品券を交付する。

5 本事業受給者の同一世帯員で、申請日から3年以内に「秋田暮らし応援事業補助金（以下、「補助金」という。）」の交付決定を受けた者がいる場合、交付額から補助金相当額を控除する。

6 前各項のデジタル商品券の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

7 知事は、前各項の予算の範囲を超えるおそれがあると認めるときは、申請の受付を終了することができる。

(交付回数等)

第6条 デジタル商品券は、電子交付等の方法により付与するものとし、原則として初年度及びその翌年度の2回に分けて交付するものとする。

2 各年度の交付額は、前条に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、前条第1項第4号に該当する場合は、初年度に全額を交付する。

3 就職加算及び世帯区分変更加算は、原則翌年度の交付の際に行うものとし、前条第1項第4号に該当する場合は、同号の規定による交付の翌年度に加算分のみを交付する。ただし、翌年度の交付以降に加算事由が生じた場合は、移住の日から2年を経過する日（当該期日が令和11年9月末日を超える場合は、令和11年9月末日）までの間に限り、随時交付を行うものとする。

(交付申請)

第7条 デジタル商品券の交付を受けようとする交付対象者は、知事が指定する期日までに秋田県電子申請・届出サービスの申請フォームに、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 世帯全員の記載のある住民票及び申請者の戸籍の附票。なお、いずれも発行日から3か月以内のものとする。
- (2) 就職加算を受ける場合には、就業先からの就職証明書（様式1）
- (3) 外国人が申請する場合には、在留カード等、第4条第1項第5号の要件を満たしていることを確認できるもの。
- (4) その他、知事が必要と認めるもの。

2 第5条第2項及び第3項に係る申請は令和11年9月末日までとする。

（交付決定及び交付）

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、デジタル商品券の交付を決定し、申請者が利用する電子決済サービス等のアカウントへの付与又はクーポンコード等の送付により交付を行うものとする。

2 知事は、審査の結果、交付要件を満たさないと認めたときは、不交付の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消及び返還）

第9条 知事は、交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 移住の日から3年未満の期間に本県から転出した場合

(2) 虚偽の申請又は不正な手段によりデジタル商品券の交付を受けた場合

2 交付を受けた者が前項第1号の規定に該当する場合は、（様式2）により届け出るものとする。

3 知事は、交付決定を取り消した場合は、第5条の規定により交付した額のうち、使用済みの額に相当する金員の返還を命ずるものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして知事が認めた場合はこの限りではない。

（その他）

第10条 財務規則及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に移住し、かつ令和8年3月1日から同年9月末日までの間に移住完了報告をした者（以下「特例対象者」という。）で、第4条第1項第2号から第7号、同条第2項の規定を満たす者については、第4条第1項第1号の規定にかかわらず、交付対象者とする。

3 特例対象者に係るデジタル商品券の交付については、次の各号に掲げる規定の適用があるものとする。

- (1) 第5条の規定にかかわらず、交付額は世帯区分に関係なく一律10万円とし、各加算の対象外とする。

(2) 第6条第1項の規定にかかわらず、交付の回数は1回とし、申請があった年度にその全額を交付する。

別表 移住の要件

区 分	要 件
県内市町村に住民登録されていた者 (本県出身者等)	県内市町村に住民登録されていた者が、県外に住所を変更し、在学期間を除き継続して3年を超えて居住した後、県内市町村に住民登録をすること。ただし、本県への転入理由が、所属企業等の業務命令に基づく一時的な転勤や所属企業と関連のある企業等への赴任等(従前の勤務地と新しい勤務地が異なり、かつ住居の移転が伴うもの。以下「転勤・赴任等」という。)によるものを除く。
県内市町村に住所を定めたことがない者 (県外出身者等)	県内市町村に住所を定めたことのない者が、新たに県内市町村に住民登録をすること。ただし、県内への転入理由が、教育留学、県内の高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び公共職業能力開発施設(高卒2年訓練)への就学若しくは受講、又は転勤・赴任等である場合を除く。
地域おこし協力隊員	地域おこし協力隊員を退任後、引き続き、居住市町村に住民登録をしているか、又は新たに県内市町村に住民登録をすること。ただし、地域おこし協力隊への着任時、上記本県出身者又は県外出身者の要件を満たす者に限る。